

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第28号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画財政部長」を「財政部長」に、「企画財政部次長」を「財政部次長」に改め、同条第2号中「企画財政部市民税課」を「財政部市民税課」に改める。

第5条第1項中「企画財政部長」を「財政部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。